

別紙

諮問第926号、第928号

答 申

1 審査会の結論

本件一部開示決定1及び2は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「①私の緊急措置入院の診断書及び措置入院の診断書（2名分）、②措置入院の定期病状報告書、③退院請求に関する審査書（措置入院時）」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都知事が令和3年6月30日付けで行った請求内容中①に関する一部開示決定（以下「本件一部開示決定1」という。）、②に関する非開示決定及び③に関する一部開示決定（以下「本件一部開示決定2」という。）のうち、本件一部開示決定1及び2を取り消し、全部開示を求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件一部開示決定1及び2における非開示情報は、条例16条2号あるいは6号に該当するものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和3年9月30日及び同年10月5日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和4年6月28日に実施機関から理由説明書を收受し、同年7月22日（第224回第二部会）から同年9月16日（第225回第二部会）まで、2回の審議を行った。

## (2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る保有個人情報、審査請求人の審査請求書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### ア 審議の併合について

諮問第926号及び第928号については、審査請求人が同一であること及び審査請求の趣旨が関連するものであることから、審査会は、これらを併合して審議することとした。

### イ 本件対象保有個人情報及び本件非開示情報について

実施機関は、本件開示請求に対し、別表1に掲げる4件の本件対象保有個人情報を特定し、別表2に掲げる本件非開示情報1から3までの部分を同表の非開示理由に該当するとして非開示とする一部開示決定を行った。

審査会は、別表2に掲げる本件非開示情報1から3までの非開示妥当性について審議する。

### ウ 措置入院について

措置入院について、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）27条1項では、都道府県知事は、法22条から26条までの規定による申請、通報又は届出のあった者について調査の上必要があると認めるときは、その指定する精神保健指定医（以下「指定医」という。）をして診察をさせなければならない旨を定めるとともに、法29条1項では、都道府県知事は、法27条の規定による診察の結果、その診察を受けた者が精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認めるときは、その者を国等の設置した精神科病院又は指定病院に入院させることができる旨を定めている。

また、法27条3項は、同条1項に定める指定医により診察をさせる場合には、職員を立ち合わせなければならない旨を、法29条2項は、都道府県知事が診察を受けた者を措置入院させるには、二人以上の指定医の診察を経て、その者が精神

障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認めることについて、各指定医の診察の結果が一致した場合でなければならない旨を定めている。

#### エ 退院等の請求について

法38条の4は、精神科病院に入院中の者又はその家族等は、都道府県知事に対し、当該入院中の者を退院させ、又は精神科病院の管理者に対し、その者を退院させることを命じ、若しくはその者の処遇の改善のために必要な措置を採ることを命じることを求めることができる旨を定めている。

都道府県知事は、法38条の4の規定による退院等の請求を受けたときは、法38条の5により、当該入院中の者についてその入院の必要があるかどうか、又はその処遇が適当であるかどうかに関し、精神医療審査会に審査を求めなければならないとされている。

#### オ 精神医療審査会について

東京都精神医療審査会は、法12条の規定により設置されている機関であり、その委員は、法13条の規定により、精神障害者の医療に関し学識経験を有する者（指定医である者に限る。）、精神障害者の保健又は福祉に関し学識経験を有する者及び法律に関し学識経験を有する者のうちから、東京都知事が任命することとされ、法14条の規定により、その指名された委員で構成する合議体で審査することが定められている。

また、退院等の請求の審査においては、法38条の5第3項により当該審査に係る請求者及び精神科病院の管理者の意見を聴かなければならないとされており、同条4項により必要に応じて入院中の者の同意を得て委員に診察させることや、精神科病院の管理者その他関係者に対して報告を求めることなどができることとされている。

#### カ 本件非開示情報1から3の非開示妥当性について

##### (ア) 本件非開示情報1について

審査会が見分したところ、本件非開示情報1は、指定医又は東京都精神医療

審査会委員により記載されたものであり、病名、現在の精神症状、重大な問題行動等措置入院が必要であるか否か等を判断するために必要な情報が記載されている。

実施機関の説明によれば、措置入院は、医師が患者本人の求めにより行う診療とは異なり、医療及び保護のために入院させなければ、精神障害のために自傷又は他害行為を起こすおそれがあると認められる場合に、本人以外からの申請等を契機として手続が進められるものであり、しかも、本人の意思にかかわらず、強制的に精神科病院等に入院させることができる制度であることから、一般的に、本人がこの措置に納得していない場合も想定されるところである。そのため、措置入院決定に際しては、極めて厳格、適正な手続を経ることが必要となり、当該手続が適正に行われることを担保するため、措置入院の手続を行うに当たり作成する各書類に記載する情報は、患者本人や家族の意向にとらわれず、客観的かつ具体的で詳細な内容であることが要求されている。また、適正な医療及び保護を確保するためには、患者本人の意思によらない入院や行動の制限等を行わなければならない場合があるという精神医療の特殊性を踏まえ、措置入院後は、医療の提供及び人権の擁護の観点から、入院継続の適否等の判断を行う東京都精神医療審査会を設け、退院等の請求に係る審査を行っているとのことである。

審査会において検討したところ、本件非開示情報1は、いずれも指定医及び東京都精神医療審査会委員が専門的見地から判断した内容等に係る情報であって、本人に開示されないことを前提に記載されたものであると認められ、措置入院が非自発的な入院措置であることを踏まえると、その記載内容は、本人の認識とは一致しない場合が少なくないものと推定される。そうすると、仮に本人の意に沿わない診断内容等が記載されている場合には、本件非開示情報1を開示することにより、本人が指定医及び東京都精神医療審査会委員に対して必要以上の接触や抗議を行うといったトラブルが発生する可能性があり、これを回避するために、指定医及び委員が本人の感情や反応を考慮してその所見等を正確に記録することを躊躇し、内容を簡略化するなど、診断書等の記載が形骸化するおそれがあり、精神障害者の医療及び保護を目的とした措置入院に係る業務の今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報 1 は条例16条 6 号に該当し、非開示が妥当である。

(イ) 本件非開示情報 2 及び 3 について

審査会が見分したところ、本件非開示情報 2 及び 3 には、東京都精神医療審査会の委員、退院等の請求者以外に意見聴取した者及び事務局職員の氏名並びに措置入院の際に診断を行った指定医及び立会職員の氏名が記載されている。

実施機関の説明によれば、東京都精神医療審査会の委員は、患者の意思によらない入院や行動制限の必要性という患者の人権保護に直接関係する極めて重い審査及び判断を行っている。このため、法38条の5第3項では、退院等の請求の内容を適切に把握するため、退院等の請求者及び当該審査に係る入院中の者が入院している精神科病院の管理者の意見を聴かなければならないと定められており、本件においては、管理者の代理人として担当医に対し意見聴取を行っている。また、事務局職員は、退院等の請求者からの電話対応や意見聴取のための面接、審査に立ち会う等の事務を行っているとのことである。

審査会が検討したところ、前記（ア）のとおり、措置入院は非自発的な入院措置であり、かかる措置を受けるに至った事実及び経過は一般に本人の意に反している場合が少なくないものといえる。そうすると、本件非開示情報 2 及び 3 を開示することにより、当該措置を受けた本人が、措置入院の診断書及び退院等の請求に関する審査書の記載内容の真偽や詳細等確かめるために、東京都精神医療審査会の委員、退院等の請求者以外に意見聴取した担当医及び事務局職員並びに措置入院の際に診断を行った指定医及び立会職員に対して必要以上の接触を試み、又は抗議を行うなどのトラブルが発生することが想定され、東京都精神医療審査会及び措置入院に係る業務の今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

以上のことから、本件非開示情報 2 及び 3 は条例16条 6 号に該当し、本件非開示情報 2 の同条 2 号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、友岡 史仁、府川 繭子、藤原 道子

別表1 本件対象保有個人情報

諮問番号	決定	本件対象保有個人情報	
第926号	本件一部開示決定1	1	令和〇年〇月〇日付措置入院に関する診断書
		2	令和〇年〇月〇日付措置入院に関する診断書 (第一及び第二)
第928号	本件一部開示決定2	3	退院等の請求に関する審査書(医療委員用)
		4	退院等の請求に関する審査書(保健福祉委員及び法律委員用)

別表2 本件非開示情報

本件非開示情報	本件非開示内容	本件対象保有個人情報(別表1)	非開示理由(条例16条)
本件非開示情報1	病名、生活歴及び現病歴、現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像	1、2、3	6号
	医学的判定	3	
	重大な問題行動、診察時の特記事項	1、2	
	現在症等、請求者・入院者及び病院管理者(主治医)に対する見解	3	
	請求者及び入院者意見等(診療録等含む)、病院管理者(主治医等)意見欄等、「請求者、入院者及び病院管理者(主治医)に対する見解」、判定	4	
本件非開示情報2	精神保健指定医氏名	1、2	2号及び6号
	報告者氏名及び署名	3、4	
	請求者以外に意見聴取した者の氏名	3、4	
本件非開示情報3	職員氏名及び印影、職員氏名又は署名	2、3、4	6号